

巻末資料 1

クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）

手引き

クリーンウッド法における
合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き

令和5年3月

林野庁

目次

【はじめに／本手引きの目的】	1
【解説編】	2
1 違法伐採問題を取り巻く状況.....	2
1.1 違法伐採が引き起こす問題.....	2
1.2 世界的な違法伐採対策の潮流.....	2
1.3 我が国の状況.....	3
2 木材等の合法性確認の意義	4
2.1 「デュー・デリジェンス」の広がりと事業者のためのリスク管理.....	4
2.2 リスクベースアプローチによる違法伐採リスク管理（デュー・デリジェンス）	6
【実務編】	8
1 本手引きの考え方	8
1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性確認（デュー・デリジェ ンス）	8
1.2 対象事業.....	8
1.3 対象物品.....	12
1.4 本手引きにおける用語の定義.....	14
2 合法性確認の実施に向けて	15
2.1 体制の整備	15
2.2 合法性確認を行うタイミング	15
3 合法性確認等の全体像.....	16
3.1 手順1：書類の収集.....	16
3.2 手順2：違法伐採リスク評価.....	17
3.3 手順3：リスク緩和措置	17
3.4 記録保存と販売先への書類提供	17
3.5 第二種木材関連事業における合法性確認（参考）	18
4 手順1：書類の収集＜チェックリスト1参照＞	20
5 手順2：違法伐採リスク評価＜チェックリスト2参照＞	29
5.1 書類の確認	29
5.2 違法伐採リスクの評価	29
5.3 合法性確認の判断	36
6 手順3：リスク緩和措置＜チェックリスト3参照＞	38
6.1 リスク緩和措置の実施.....	38
6.2 合法性確認の再判断.....	40
別表1 我が国における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続に係る書類	42

【はじめに／本手引きの目的】

平成 28 (2016) 年に制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下、「クリーンウッド法」という。）」は、我が国又は伐採国の法令に適合して伐採された木材等（以下、「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。クリーンウッド法では、事業者が木材等を利用する場合に合法伐採木材等を利用することを努力義務として定めるとともに、木材が合法に伐採されたものか否かの確認（以下、「合法性確認」という。）をするための基準を定めています。

合法性確認の方法については、法令に加え通知などで示してきましたが、どの文書を読めばよいのか分かりにくい、具体的に行うべき作業内容をイメージできない、その背景となるデュー・デリジェンスの考え方が分からない、といった課題を事業者や関係者から指摘されていました。

自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展がはかられる世の中とするためには、クリーンウッド法をより多くの事業者が理解し、合法伐採木材等の利用が促進されることが重要です。このため、事業者が木材等の合法性確認をより円滑に行うための手引きを作成することとしました。本手引きの特徴は、2 点あります。1 つめは、様々な通知等を 1 つにまとめ、できる限り他の資料を参照せずに利用できるよう工夫していることです。2 つめは、解説編 2.1 節で詳しく述べますが、合法性確認を効率的かつ効果的に行うために、リスクベースアプローチを取り入れていることです。本手引きをそれぞれの事業体の状況や目的に合わせて活用し、今まで合法性確認に取り組んでいなかった事業者においては始めの一步を踏み出すこと、合法性確認の手法に確信が持てずにいた事業者においてはその内容を確認なものとする、既に合法性確認を行ってきた事業者においてはより精緻な確認へレベルアップすることなどにつなげていただきたいと思います。

【解説編】

1 違法伐採問題を取り巻く状況

1.1 違法伐採が引き起こす問題

違法伐採とは、法令に反して行われる伐採のことですが、なぜ違法伐採が問題なのでしょう。第一に、森林の持つ機能に負の影響を与えることが挙げられます。森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止（気候変動の緩和）、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、多くの国ではその機能を維持するために、伐採の方法等が法令によって制限されています。しかし違法な伐採が行われるとこれらの機能が過度に失われ、災害の原因となったり、回復不能になったりする可能性があり、地域及び地球環境の保全に支障が生じる恐れがあります。第二に、違法な伐採によって生産された木材（以下、「違法伐採木材」という。）は適正なコストを支払わないため不当に価格競争力が高く、健全な林業・木材産業の発展に支障となる可能性があることが挙げられます。このように、違法伐採は様々な負の影響をもたらす可能性があるため、違法伐採木材の流通の対策をしっかりと進めることが重要です。

1.2 世界的な違法伐採対策の潮流

1990年代以降、違法伐採対策についての国際的な議論が進み、我が国もこれに貢献してきました。平成10（1998）年のG8バーミンガムサミットでG8森林行動計画が合意され、主要な木材消費国を中心とした違法伐採対策の取組が本格化しました。あわせて、東アジア、アフリカ、欧州及び北アジアなどの各地域で、「森林法の施行と統治（Forest Law Enforcement and Governance、略称：FLEG）に関する閣僚会議」が開催され、合法的に伐採された木材の市場取引を促進すること等も合意されました。平成17（2005）年のG8グレンイーグルズサミットにおいては、各国が政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むという、グレンイーグルズ行動計画が合意されました。平成20（2008）年のG8洞爺湖サミットにおける首脳宣言では、違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性が明記され、平成28（2016）年のG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言でも、違法伐採の根絶への共同対応が含まれました。また、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）」においては、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）や「つくる責任つかう責任」（目標12）が掲げられ、違法伐採対策はこれらの目標を達成するための重要な課題となっています。

これらの国際的な議論を踏まえ、各国・地域において違法伐採対策の法制化等の取組が進められてきました。平成15（2003）年に森林法の施行・ガバナンス・貿易（Forest Law Enforcement, Governance and Trade、略称：FLEGT）に関するEU行動計画が策定され、その後、米国レイシー法改正（平成20（2008）年）、EU木材規則制定（平成22（2010）年）、オーストラリア違法伐採禁止法制定（平成24（2012）年）、韓国木材の持続可能な利用に関する法律改正（平成29（2017）年）、中国森林法改正（令和元（2019）年）と、各国において違法伐採木材の流通や取扱いに対する法令等の整備が進んでいます。

近年、違法伐採に関する国際的議論においては、伐採の違法性だけでなく、伐採が森林減少・劣化に寄与するかどうかについても検討すべきとの考え方も注目されています。また、木材・木

材製品に加え、牛肉や皮革、パーム油、大豆、カカオ、コーヒーなど、農地拡大のための森林減少が顕著となっている農産物に対象を拡大する議論も起きています。令和 3（2021）年の気候変動枠組条約締結国会議第 26 回締結国会議（COP26）では、2030 年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させることを目標とする「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国もこれに署名しました。また EU では、令和 4（2022）年 12 月に EU 木材規則に代わる「森林減少・劣化に関連する農林産物に対する規則」が暫定政治合意され、森林減少に関わる特定の製品について、違法に伐採された土地由来のものとともに、合法であっても森林が新たに伐開されて造成された土地由来のものの EU 域内での販売が禁止されようとしています。我が国でも、令和 4（2022）年に成立した「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」において、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けています。このような状況の中、事業者が取り扱う木材が違法伐採木材である可能性が低いことを確認することは、木材産業の振興や木材利用の促進について、今後も引き続き社会的な応援を得ていく上で、いっそう重要性を増していると言えます。

1.3 我が国の状況

1.3.1 森林・林業・木材産業に対する注目の高まり

我が国では、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になっています。我が国の林業・木材産業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきましたが、近年、国産材の生産量・利用量の増加、木材自給率の上昇、輸出の拡大等の傾向が見られ、その活力を回復させつつあり、この結果、林業産出額や従事者給与の増加などの成果にもつながってきています。他方、地球温暖化やそれに伴う豪雨の増加等による山地災害等への対策として、森林が有する多面的機能に期待が集まっており、それらの機能が維持・発揮されるような木材生産の重要性が高まっています。

また、政府としても令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を令和 2（2020）年から目指しており、令和 3（2021）年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。建築・建設分野においても、令和 3（2021）年に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法、旧法律名：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）」、令和 4（2022）年に改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）」等によって、建築物における木材利用の拡大が推進されています。

1.3.2 これまでの違法伐採対策

我が国は、国際的な取組として、熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた

森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する目的で昭和 61（1986）年に設立された国際熱帯木材機関（ITTO）を横浜に誘致し、その活動を支援してきた他、平成 15（2003）年に日本とインドネシアの二国間協力の枠組みにおいて「日インドネシア違法伐採対策協力行動計画」を策定するなど、木材生産国における違法伐採対策の支援を実施してきました。

国内に向けては、平成 12（2000）年に、循環型社会の形成のために、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品等の調達を推進すること等を定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が制定されました。平成 18（2006）年にグリーン購入法の基本方針が見直され、木材や木材製品が調達の対象に追加されるとともに、「原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること」とされました。それに伴い、木材・木材製品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を取りまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18（2006）年。以下、「林野庁ガイドライン」という。）」が定められました。これらに基づき合法性が証明された木材・木材製品は「合法木材」と呼ばれています。林野庁ガイドラインで定められている合法性証明の仕組みのひとつである、森林・林業・木材産業関係団体の認定による証明方法は特に広く普及し、我が国の木材市場において、多くの事業者が合法木材を供給・利用できる体制が整備されています。さらに、林野庁の木材利用ポイント、各都道府県の都道府県産材証明制度などで合法木材の使用が要件とされること等によって、民間での合法木材の需要が高まってきました。

そのような中、合法的に伐採された木材及びその製品の流通及び利用をさらに促進するため、平成 28（2016）年にクリーンウッド法が制定されました。クリーンウッド法では、制度の対象範囲について政府調達に限らず民間取引にも拡大されるとともに、すべての事業者に対して、木材等を利用する場合には合法伐採木材等を利用することが努力義務として定められています。また、対象事業者についても森林・林業・木材産業関連事業者のみならず建設事業者等まで拡大して「木材関連事業者」と位置づけ、木材関連事業者に対して、木材等の取扱いに当たっては合法性の確認等を行うことが求められています。さらに、国内の木材流通の最上流で合法性確認を行う川上・水際の木材関連事業者については、合法性確認の方法等の基準を定めるにあたり、その重要性を踏まえて「第一種木材関連事業者」と位置づけています。

2 木材等の合法性確認の意義

2.1 「デュー・デリジェンス」の広がりと事業者のためのリスク管理

クリーンウッド法では、事業者に対し、利用する木材等の調達に当たって合法性を確認することが求められていますが、その確認に際しては「デュー・デリジェンス」の考え方が取り入れられています。「デュー・デリジェンス」とは、「企業／事業者が果たすべき注意義務」や「要求される相当の注意」のように訳されることが多く、「自らの事業、サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係における、実際の及び潜在的な負の影響（リスク）を企業が特定し、防止し、軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が

実施すべきプロセス」¹であるとされています。元々はビジネスにおける証券取引や企業買収等の際の信用調査等に用いられてきた概念ですが、経済活動のグローバル化が進む中で、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴って、様々な分野に考え方が広がっています。違法伐採対策の分野においても、我が国のクリーンウッド法だけでなく、多くの国の制度にデュー・デリジェンスの考え方が導入されています。

事業者が「リスク」という言葉に注目するとき、多くの場合、主に「事業者自体に対して」悪影響を及ぼす可能性である「経営リスク」ととらえます。例えば、自社製品の販売先の喪失等の操業上のリスク、投資先としての評価の降格や投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等の金融や市場におけるリスク、企業イメージの低下等の社会評価のリスク（企業イメージの低下は人材獲得における支障等の操業上のリスク等をもたらす可能性もあります）等が挙げられ、事業者が事業を継続するためには、これらの経営リスクを適切に管理することが重要とされます。一方、デュー・デリジェンスは、環境や社会等の「事業者の外側に対して」、事業者（及び関係者）が原因等となって悪影響を及ぼす可能性（リスク）を管理するに当たって重要とされます。これら2つのリスクのとらえ方は、一見すると異なるように思えます。しかし、事業者の外側に対するリスクを効果的に防止・緩和することは、社会に対する積極的な貢献を最大化し、関係者との関係を向上させ、事業者の信用を守ることにつながることから、経営リスクの管理と密接不可分な関係であると言えます。それだけでなく、デュー・デリジェンスはその特性上、関係者とのコミュニケーションや、市場や業界等での情報収集が必要となることから、自社の事業運営の課題把握や管理強化、コスト削減の機会の特定、市場や調達先についての理解向上等にもつながるため、さらなる企業価値の向上に寄与する取組でもあります。

デュー・デリジェンスはリスク管理の考え方に基づく取組ですので、実施に当たって、想定されるあらゆるリスクに対して画一的に手間や費用をかけて対策することは効率的でない上に、あまり現実的とも言えないことを踏まえ、リスクの内容や所在を特定し、特定されたリスクの深刻性や発生頻度等からその大きさを評価し、リスクの大きさに応じた優先順位付けや対策の措置が必要であるとされています。この考え方を「リスクベースアプローチ」と言います。この際、リスクは、自社の状況、取引の相手や内容、社会環境の変化等によって変動するという性質があることに注意が必要です。

デュー・デリジェンスの取組は、ある特定の課題を解決するために行うのではなく、悪影響を及ぼす可能性の管理のために実施するものです。そのため、一度実施したら終わりというものではなく、繰り返し実施し、その都度、何が有効で何が有効でなかったか等、実施によって得られた知見を取り込み、継続的な改善や精度の向上を目指すことが重要であるとされています。また、取組実施に当たっての考え方や結果を記録し、必要に応じて開示するなど、いざというときに説明できる体制を整えておくことも重要とされています。

ここまでの解説から、デュー・デリジェンスは、実施が困難であったり、専門の人員を配属できるような大企業向けの取組であるように感じられたりするかもしれません。しかし、デュー・

¹ OECD（外務省訳）. 2018. 責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイドランス. p15

デリジェンスは、自社が及ぼす影響の範囲や人的資源・財源といった事業者の状況に適合させて実施することが重要です。中小企業においても、まずは可能なことから取り組み、デュー・デリジェンスの継続を通じて徐々に精度を向上させていくことができます。なお、これまでデュー・デリジェンスという考え方を意識しなかったとしても、既に取り組んでいる事業者も多いと考えられます。例えば、通常の商取引において新規取引先を検討する場合、相手方がどのような事業者であるか情報収集等を行うことは一般的と考えられますが、このような対応もデュー・デリジェンスに該当します。デュー・デリジェンスの第一歩として、既に実施している活動について、デュー・デリジェンスの取組に該当するものを洗い出すことも有効と考えられます。

2.2 リスクベースアプローチによる違法伐採リスク管理（デュー・デリジェンス）

2.1 節で述べたように、デュー・デリジェンスの考え方は違法伐採対策においても世界的に主流となっており、それは我が国のクリーンウッド法も同様です。違法伐採対策におけるデュー・デリジェンスでは、「違法伐採リスク」をどのように管理するのが重要となります。

「違法伐採リスク」とは、「木材等が法令に適合せずに伐採された可能性」であり、木材関連事業者の視点からは「違法伐採木材等を取り扱ってしまう可能性」を指します。違法伐採木材等を取り扱ってしまうと、当該事業者は、1.1 節で述べたような違法伐採による環境や社会への悪影響を引き起こす要因となってしまいます。それが意図的な場合はもちろんのこと、意図的でなかったとしても、違法伐採リスク管理に対する適切なデュー・デリジェンスを実施していないと社会的にとらえられるおそれがあり、それに伴い、様々な経営リスクが生じることとなります。例えば、ある木材製品を生産している事業者が、違法伐採リスクを確認せずに木材を調達した場合、

- ・違法伐採木材を含んだ製品を生産するリスク
- ・自社が規定する環境物品調達方針等に抵触するリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、加工機械等が壊れるリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、自社のカタログ等と異なる製品を生産するリスク
- ・これらに伴い、取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うリスク

等の経営リスクを誘引する可能性があります。一方で、違法伐採リスクの確認を適切に行えば、企業価値の向上が期待できます。

このため、調達する木材等の合法性確認を適切に実施することが重要です。この際、当該木材等が真に合法か否かを明らかにするためには、伐採に関する我が国や伐採国の多岐に渡る法令やその施行状況を確認する必要がありますが、それはおよそ現実的ではありません。そのため、リスクベースアプローチの考え方に基づくデュー・デリジェンスによって、当該木材等の違法伐採リスクを評価し、リスクが無視できるレベルに小さい木材等は合法伐採木材等であると判断して取り扱い、リスクの大きい木材等は詳細な調査を行ったり、取扱いを回避したりする等、リスクの大きさに応じた対応を取ることが重要です。また、2.1 節で述べたとおり、合法性確認の記録を保存しておくことも重要です。

このことを踏まえ、本手引きの「実践編」では、リスクベースアプローチに基づく木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の手法を示します。

【実務編】

1 本手引きの考え方

1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性確認（デュー・デリジェンス）

事業者は木材等を調達するにあたり、クリーンウッド法に基づき合法性確認を行うことが求められています。しかし、取り扱う木材等の種類や調達先などにより、違法伐採のリスクは大きく異なります。例えば、丸太であっても国産材と輸入材ではリスクが異なると考えられますし、集成材のような原材料となっている樹種の確認が容易な物品と、家具のような構成している全ての部材の樹種を把握することが容易でない物品ではリスクが異なると考えられます。仮に、これら様々な木材・木材製品それぞれのリスクの高低を考慮せずに、同じ手法で合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、リスクが高い木材・木材製品に対して不十分な合法性確認しかなされなかったりする可能性が生じます。

このため合法性確認を実施するに当たっては、取り扱う物品の原材料となる樹木が、我が国又は原産国の法令に適合せずに伐採された可能性（違法伐採リスク）に応じて効果的かつ効率的に行うことが重要です。本手引きでは、このような考え方にに基づき、事業者が取り扱う木材・木材製品のリスクを「見える化」し、リスクに応じた合法性確認を行う「リスクベースアプローチ」の手法を解説しています。具体的には、合法性確認のフローチャートや、事業者が合法性確認に当たって収集すべき情報及びその情報について確認すべき事項等に関するチェックリストなどを示すとともに、それらの活用方法を解説しています。本手引きを用いることで、木材等の違法伐採リスクを評価できるようになっています。

評価の結果、違法伐採リスクが低いと判断された場合は、合法性が確認された木材等として流通させることができます。その一方で、違法伐採リスクが高いと判断された木材等については、追加的な情報収集や取扱い自体の回避等の措置によって、リスク緩和を行うことが求められます。本手引きでは、これらの手法についても解説しています。

解説編 2.1 節で述べたとおり、デュー・デリジェンスの規模や範囲は、事業者の規模や事業の状況、事業形態等に影響を受けるため、合法性確認の難易度は事業者によって異なります。また、違法伐採リスクについても、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化するものです。そのため、デュー・デリジェンスは、単発的な違法伐採リスクへの対処を目的とした臨時的・随時的な活動ではなく、リスクの影響・発生を回避するために実施される「日常的・継続的な活動」であるべきとされています。これらのことから、合法性確認においては、はじめから完璧に行うことよりも、まずは取り組んでみるのが重要です。その取組に係る記録を残し、何が有効で何が有効でなかったか等の知見を蓄積するとともに、これらの情報を次の取引に活かしていくことで、合法性確認の効果や効率性をいっそう向上させることができます。

1.2 対象事業

クリーンウッド法では、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、製材工場や合単板工場、木材市場等の木材産業関連事業者や家具事業者、製紙事業者、輸出入事業者、建築・建設事業者、バイオマス発電事業者等の木材・木材製品を取り扱う事業者を広く「木材関連事業者」と

定義し、木材・木材製品の合法性確認等の主体として位置づけています²。

一方、樹木の所有者及び樹木を伐採する者（素材生産事業者等）、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者、「木材等」を譲り受けて、木材等以外のものの製造や加工をする事業のみを行っている者、木材等を自ら消費している者（自家消費者。木材等の流通等を行わず、もっぱら使用のみ行う事業者（例えば、木製家具等を使用する飲食店やホテル、学校等）を含む。）等は木材関連事業者に含まれません。また、木材等を消費者に販売するいわゆる小売事業者も対象外となっています。

【法第2条第3項】

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

【施行規則³第3条】

法第2条第3項の主務省令で定める事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。以下同じ。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第一項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する事業とする。

木材関連事業者が行う事業は「第一種木材関連事業」と「第二種木材関連事業」に分類されています⁴。「第一種木材関連事業」とは国内の木材流通の最上流にあたる事業であり、主に木材等の輸入、国内の樹木の所有者から丸太を譲り受けて行う製材や合単板の製造、原木市場における委託販売等の事業が該当します。「第二種木材関連事業」とは、木材関連事業者が行う事業のうち第一種木材関連事業以外の事業であり、主に第一種木材関連事業を行う事業者から木材・木材製品を調達して行う集成材製造やプレカット、製紙、建築・建設事業等が該当します（図1参照）。

同一の加工・流通事業であっても、木材等の調達先によって、第一種木材関連事業か第二種木材関連事業のどちらに該当するかが変わり得るほか、一つの事業者が第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の両方を行っている場合もあるため、注意が必要です。

² クリーンウッド法第2条第3項

³ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（農林水産省、経済産業省及び国土交通省 平成29年5月1日省令第1号）

⁴ 施行規則第1条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引（平成29年9月15日、以下「手引き」という。）4

【施行規則第1条】

(1) 第一種木材関連事業 次のイからニまでに掲げる事業をいう。

イ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）

ロ 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）

ハ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

ニ 木材等の輸入をする事業

(2) 第二種木材関連事業 法第二条第三項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

【第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の考え方の具体例】

（例1）製材工場の場合

- ① 材料の全量が素材生産事業者から購入する丸太である場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② 材料の全量が市場や輸入事業者から購入する丸太である場合は、第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、第一種と第二種木材関連事業の両方に該当

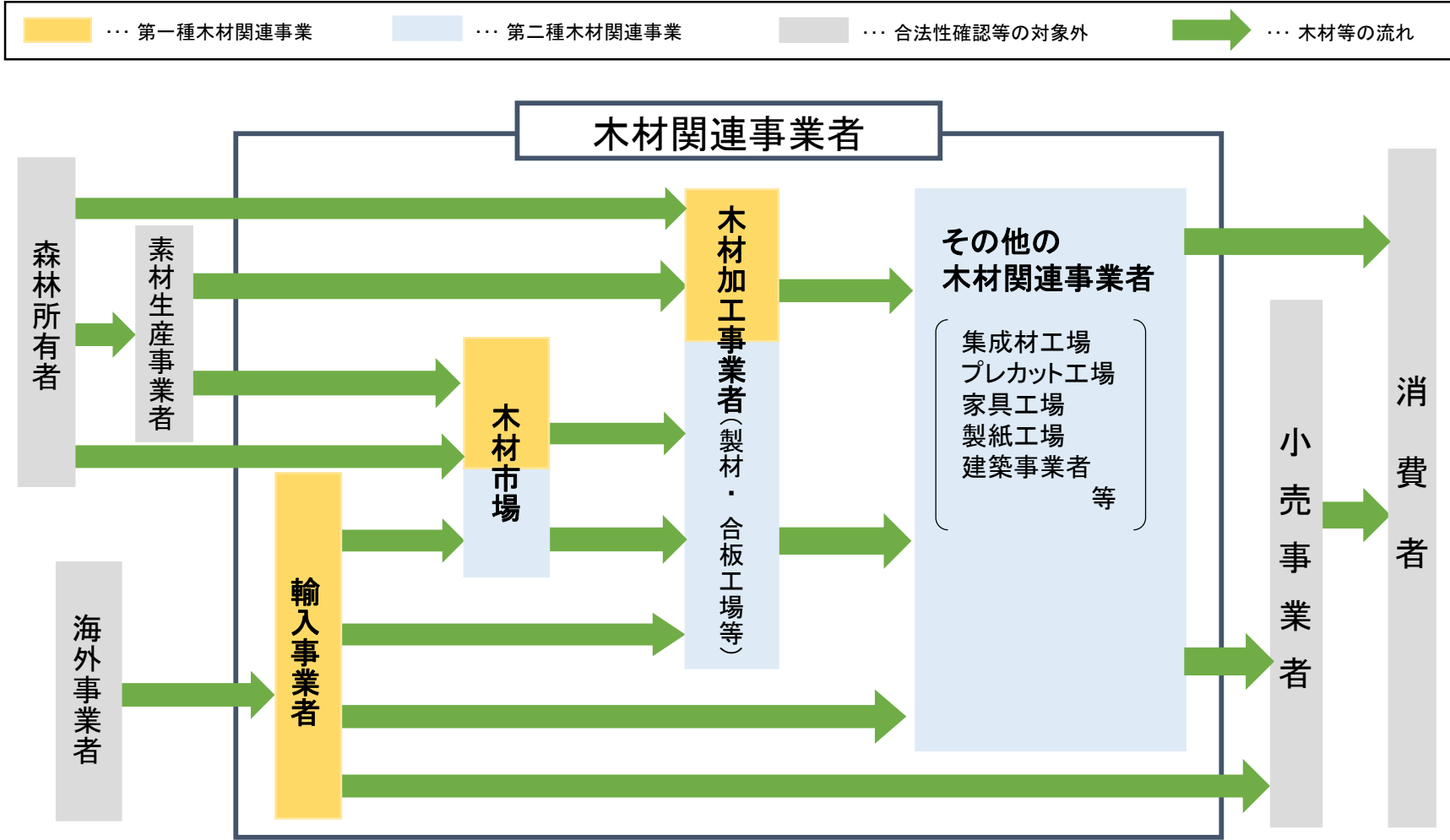
（例2）集成材工場の場合

- ① 材料となる丸太の全量を素材生産事業者から購入し、ラミナ加工から集成材の製造まで一貫して行っている場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② ラミナ加工は行っておらず、ラミナの全量を市場や輸入事業者から購入し、集成材を製造している場合、第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、第一種と第二種木材関連事業の両方に該当

（例3）製紙・紙加工業の場合

- ① 原料（パルプ・チップ等）を全量自社輸入し、製紙している場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② 原料の全量を、商社を介して輸入している場合は、第二種木材関連事業に該当
- ③ 原料について、①に加えて、国内生産されたチップを市場から購入している場合は、第一種と第二種木材関連事業の両方に該当

図 1 木材等の流れと木材関連事業者の区分



1.3 対象物品

クリーンウッド法では、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品を「木材等」と総称し、合法性確認の対象としています。クリーンウッド法が対象とする木材等の詳細を表1に示します⁵。木材製品の全てが対象ではないこと、いわゆるリサイクル品は対象ではないことに注意が必要です。

1.2節で述べたとおり、第一種木材関連事業は、主として樹木の所有者から丸太を譲り受けて行う事業又は木材等を輸入する事業であり、第一種木材関連事業が取り扱う木材等は、国産材については丸太のみが該当します。輸入材については表1の全ての物品が該当します。

【法第2条第1項】

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

【基本方針2-1】

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 丸太
- (2) ひき板及び角材
- (3) 単板及び突き板
- (4) 合板、単板積層材及び集成材
- (5) 木質ペレット、チップ及び小片

⁵ クリーンウッド法第2条、施行規則第2条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（農林水産省、経済産業省、国土交通省 平成29年5月23日告示第1号、以下「基本方針」という。）2、手引き3、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（経済産業省 平成29年5月23日）

表 1 クリーンウッド法における木材等

	項目	解説
木材	(1) 丸太	
	(2) ひき板及び角材	縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの
	(3) 単板及び突き板	合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの
	(4) 合板、単板積層材及び集成材	合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLT など
	(5) 木質ペレット、チップ及び小片	チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をペレット状に凝結させたもの
家具、紙等の物品	(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの	「部材に主として木材を使用したもの」とは、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるもの。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません。
	(2) 木材パルプ	
	(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	
	(4) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの	「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のもの。
	(5) 木質系セメント板	
	(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの	
	(7) 家具、紙等の物品(1)～(6)の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙など。

1.4 本手引きにおける用語の定義

本手引きでは、分かりやすさの観点から、クリーンウッド法で使われているいくつかの用語をより一般的な用語に置き換えて表現しています。その一覧を表 2 に示します。

表 2 本手引きで使用する用語とその定義

本手引きで使用する用語	定義
伐採国	原材料となっている樹木が伐採された国を指します。クリーンウッド法では第 2 条第 2 項、第 6 条、第 32 条等で伐採国を「原産国」と表現していますが、木材貿易における原産国とは、木材を製品に加工・製造等した国を指すことが多いことから、混同を避けるため、この用語を使用します。
調達した木材等	第一種木材関連事業において「譲り受けた丸太」、「販売の委託を受けた丸太」、「輸入した木材等」（施行規則第 1 条）を指します。
調達先	＜国産材＞ 丸太を譲り受ける又は販売の委託を受ける事業において、丸太の原料となった樹木の所有者（森林所有者又は素材生産事業者）を指します。 ＜輸入材＞ 輸入した木材等の購入先の業者（輸出事業者）を指します。調達先自身が原材料となった樹木の所有者であることもあれば、加工、流通事業者であることもあります。
リスク緩和措置	クリーンウッド法 6 条第 2 項における「合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置」を指します。具体的には追加の情報収集又は取扱いの回避が含まれます（判断基準省令 ⁶ 第 3 条）。

⁶ 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（農林水産省、経済産業省、国土交通省 平成 29 年 5 月 23 日省令第 2 号）

2 合法性確認の実施に向けて

2.1 体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項として、合法性確認等の取組の責任者の設置や合法伐採木材等の分別管理を行う体制の整備が定められています。状況に応じた合法性確認等を適切に行うため、また、確認や判断の内容を事後的に説明できるようにしておくため、責任者の設置は特に重要です。違法伐採リスクの評価とそれに基づく合法性確認の判断が適切に行われているか、改善の余地はないかを見直すためには、責任者とは別に、内部に監査担当を設置したり、外部に監査を依頼したりすることも有効と考えられます。

合法性確認を適切に行い、合法性が確認されたとしても、その木材等と合法性が確認できなかった木材等が混ざってしまえば合法性が確認できた木材等として流通させることができなくなってしまうため、それらを分別して管理する体制を整備する必要があります⁷。具体的には、土場、貯木地、倉庫等での保管や、出荷、加工等の各段階において、合法性の確認ができた木材等とそれ以外の木材等とを分別して管理します。方法としては、物理的な区画のほか、テープ等での明示、時間的な区分等が挙げられます。

また、違法伐採リスクを評価するために収集すべき情報や、収集した情報をどのように評価するかをあらかじめ整理しておくことで、合法性確認を効率的に実施することができます。本手引きではそのような情報や評価項目をチェックリストとして示しています（4～6章）。合法性確認に慣れた事業者は、チェック項目等を取捨選択してリストを作り替え、自らの事業の性質に適した内容となるよう改善を継続していくことが有効です。

【判断基準省令第6条】

木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うこととする。

2.2 合法性確認を行うタイミング

合法性確認は、契約時等の物品を入荷する前又は入荷と同じタイミングに実施することが一般的です。例えば、国産材を扱う原木市場の場合は、丸太の市場への搬入と同時に荷入れ伝票や証明書等が提出されることが多いため、合法性確認はそのタイミングで行うことが一般的と考えられます。輸入材を扱う流通事業者の場合は、木材等が日本国内に輸入されるタイミングで行うことが一般的と考えられます。

合法性確認は個別の取引等の状況と密接に関わりながら進行するため、必ずしも全ての手順が同じタイミングで行われるとは限らないことに注意が必要です。例えば、契約時に調達先事業者や原産国、樹種等、その時点で入手できる情報に基づき一部の合法性確認を行い、物品の入荷時等の残りの情報（調達する木材等の合法性の根拠となる書類等（納品書や仕入書（インボイス）、パッキングリスト、法令に適合して伐採されたことの証明等。詳細は4章に後述）が調達先から

⁷ 判断基準省令第6条

提供されたタイミングで、合法性確認のすべての手順を完了する、といったことが考えられます。このように、各手順やそれらの結果が互いに影響を与えながら、順序が入れ替わったり、同時進行したりすることがあり得ることに留意が必要です。

また、個別取引ごとに合法性確認を行うと事務量や書類が膨大となり、当該事業者や取引先の負担が過大となることから、同一の調達先から供給された同一の伐採国又は地域の、同一樹種の樹木を原材料とする木材等の取引については、一定期間内に調達したものについては、まとめて合法性確認を行うこともできます。ただし、その場合であっても、1年ごとなど定期的に、合法性確認を行うことが求められます。また、同一の取引先からであっても、新たな種類（品目）の木材等を調達する際若しくは木材等の原材料となる樹木の伐採国又は地域が変更された際には、改めて合法性確認を行うことが求められます。

3 合法性確認等の全体像

第一種木材関連事業による合法性確認は国内に木材等を最初に流通させる際に行われるため、特に重要です。このため第一種木材関連事業においては、第二種木材関連事業より詳細な合法性確認を行うことが求められています⁸が、1.1 節や【解説編】2章で述べたとおり、第一種木材関連事業における合法性確認を効果的かつ効率的なものとするには、リスクベースアプローチの考え方に基づくデュー・デリジェンスを行うことが有効です。この考え方を踏まえ、本手引きでは、木材等の合法性確認の手順について、リスクを特定（見える化）する材料を収集する「手順1：書類の収集」、それに基づいてリスクの評価を行う「手順2：違法伐採リスク評価」、手順2でリスクが無視できるレベルとは判断できなかったものについて、リスクに応じた対策を検討する「手順3：リスク緩和措置」の3段階に分けて解説していきます。

まず本章では、木材等を調達先から譲り受けてから、販売先に譲り渡すまでに行う合法性確認等の全体像について、上記の手順1～3の概要及び【解説編】2.1節でもその重要性を述べた「記録保存と販売先への書類提供」について解説します。これらの手順の流れをフローチャートにまとめたものが図2です。また参考として、第二種木材関連事業における合法性確認等についても解説します。手順1～3については4章～6章でさらに詳細に解説しますが、手順1～3に対応した書類収集やリスク評価のためのチェックリスト1～3を活用して実施することが効果的です。

3.1 手順1：書類の収集

クリーンウッド法では、木材関連事業者は木材等の調達先から、合法性を証明する書類や、伐採国又は地域、樹種などの情報が記載された書類等を収集することが求められています⁹。手順1ではこれらの書類の収集を行います。また、これらに加えて、調達した木材等や調達先に関する情報等の補足情報をあわせて収集することで、手順2以降の、違法伐採リスクの特定等を効率的に進めることができます。収集すべき情報が掲載された書類等の例をチェックリスト1に掲載し

⁸ 基本方針 2-3

⁹ 判断基準省令第2条

ています。このチェックリスト 1 を用いて、木材等の調達先に情報提供の依頼をすることも有効です。

3.2 手順 2：違法伐採リスク評価

手順 2「違法伐採リスク評価」では、事業者は手順 1 で収集した書類や補足情報を確認し、取り扱う木材等の違法伐採リスクを評価します。その際、確認すべき事項の例をチェックリスト 2 に掲載しています。その結果、違法伐採リスクが無視できるレベルに小さいと評価できた木材等については、合法性が確認できたと判断します。無視できないレベルと評価した木材等については、合法性が確認できなかったと判断します。

3.3 手順 3：リスク緩和措置

手順 2 で合法性が確認できなかったと判断した木材等に対しては、手順 3「リスク緩和措置」を行います。事業者は追加の情報収集に基づく違法伐採リスクの再評価、あるいは当該木材等の取扱いの回避により、リスクの緩和を図ります。追加の情報収集の内容をチェックリスト 3 に例示しています。追加の情報収集を行い、それらに基づきリスクを再評価した結果、リスクが無視できるレベルと評価できた木材等は、合法性が確認できたと判断します。リスクが無視できないレベルと評価された木材等は合法性が確認できなかったと判断します。違法伐採リスクの対処が困難な木材等については、合法伐採木材の流通及び利用を促進する観点から、取引を回避することも重要な選択肢の一つです。

3.4 記録保存と販売先への書類提供

3.4.1 記録保存

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業において、以下の書類及び記録を 5 年間保存することが求められています¹⁰。

- (1) 丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類
- (2) その書類又はそれ以外の我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報の内容に対し、法令等情報その他必要な情報を踏まえて行った確認に関する記録

手順 1 で収集した書類は (1) に相当します。(2)については、事業者の任意の形式で対応することが可能ですが、チェックリスト 1～3 の記録が相当するため、これらを保存することも有効です。

これらの記録は、自社の合法性確認の手順を見直したり、評価の精度を向上させたりする際にも役立てることが出来ます。また、事業者が適切に合法性確認を行ったことの根拠となりますので、国や取引相手等から合法性確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs 等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

¹⁰ 判断基準省令第 5 条

3.4.2 販売先への書類提供

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業において木材等の販売等を行う場合（消費者への販売の場合を除く）、以下の 2 事項を記載又は記録した書類を、当該木材等の販売先等に提供することが求められています¹¹。

- (1) 収集した情報の内容の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- (2) クリーンウッド法第 8 条に基づく木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨（例えば、森林認証の認証番号や業界団体認定の認定番号等）

3.5 第二種木材関連事業における合法性確認（参考）

第二種木材関連事業においても、木材等を譲り受ける際に、調達先からの書類によって我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認を行います。第一種木材関連事業とは方法が異なります¹²。確認する書類は、調達先が合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨が記載又は記録された書類¹³、その他合法性の確認に資する書類¹⁴ですが、第一種木材関連事業を通じて販売された木材等については 3.4.2 項で規定される書類等、第二種木材関連事業を通じて販売された木材等については下記の書類が該当します。

第二種木材関連事業における木材等の販売にあたっては、以下の 2 事項を記載又は記録した書類を販売先等に提供することが求められます。

- (1) 調達先から提供された書類の内容の確認を行った旨、及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- (2) クリーンウッド法第 8 条に基づく木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨（例えば、森林認証の認証番号や業界団体認定の認定番号等）

また、第二種木材関連事業においても、3.4.1 節(2)の書類及び記録を 5 年間保存することが求められています¹⁵。

¹¹ 判断基準省令第 4 条

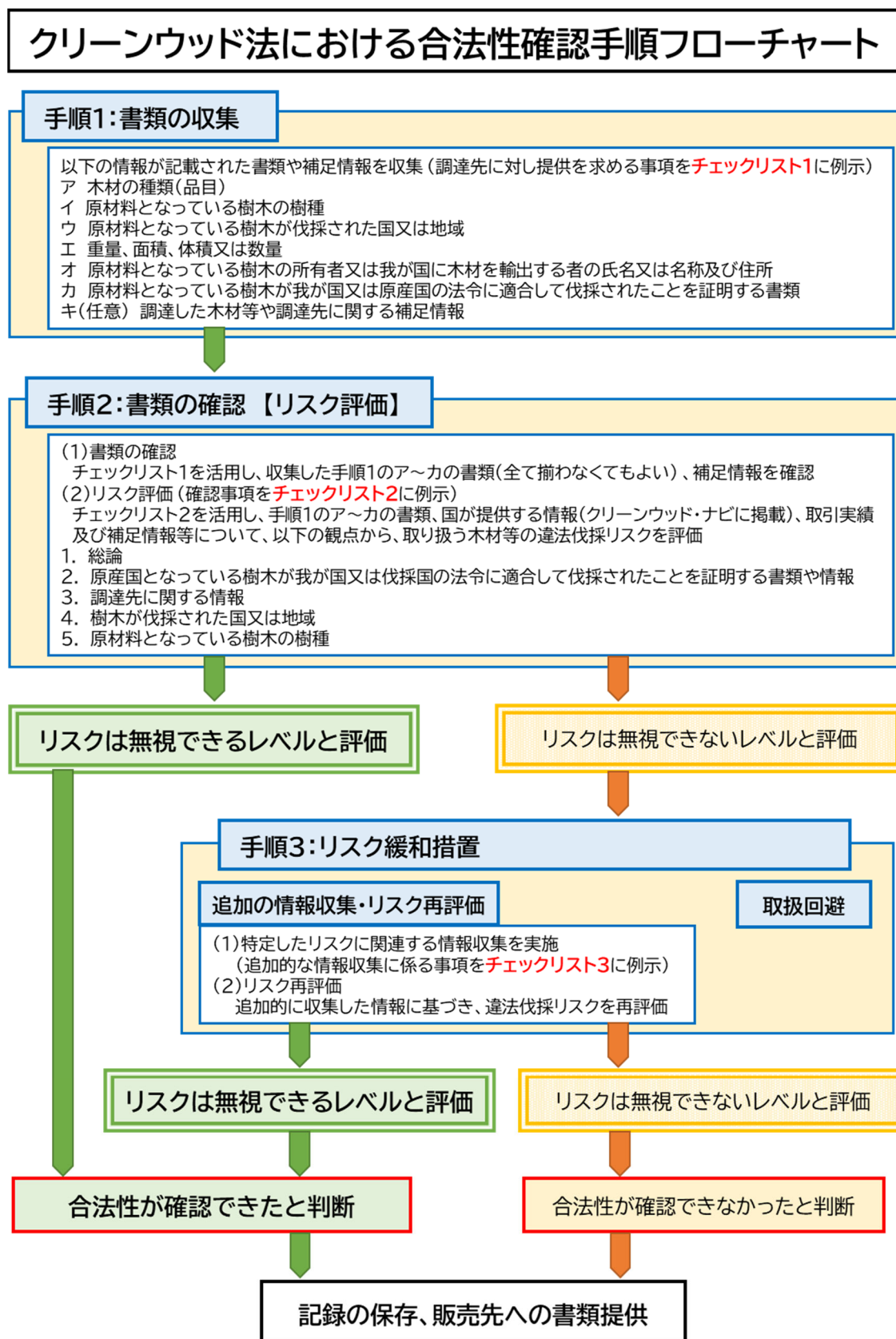
¹² 基本方針 2-3

¹³ 判断基準省令第 4 条

¹⁴ 判断基準省令第 2 条第 3 号

¹⁵ 判断基準省令第 5 条

図 2 合法性確認手順フローチャート



4 手順1：書類の収集<チェックリスト1参照>

手順1の書類の収集では、調達先の事業者に対し、以下のア)～カ)の事項が記載された書類の提供を求めます。伐採国や木材等の種類によってはこれらの書類の全てを収集することができない場合もありますが、求めて得られなかったということも手順2の違法伐採リスク評価において活用できる情報となり得ますので、全ての書類の提供を求めることが重要です。

またア)～カ)に加えて、キ)補足情報の提供も調達先の事業者に求め、手順2において役立てることも可能です。チェックリスト1にはそれぞれの事項が記載された書類の例を掲載しています。

なお、国産材については樹木の伐採時に行政手続が必要となることが一般的ですが、手順1で収集したい情報は、多くが当該行政手続書類に記載されています。チェックリスト1には、国内の行政手続書類の詳細な例をA欄に掲載していますので、当該欄及びこれらの書類を活用することで手順1の効率化を図ることができます。

ア)～キ)及びA)の書類の内容等については、それぞれ以下のとおりです。

ア) 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

調達する木材等の原材料となっている樹木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類(合法性証明書)は、木材等の合法性確認の上で最も重要な書類です。以下の書類が該当します。

複数の伐採国又は地域で伐採された樹木が原材料となって製造される木材等の場合には、それぞれについて、法令に適合して伐採されたことを証明する書類を収集します。

- 政府や地方自治体等の公的機関が発行する合法性証明書(国産材の場合は後述するA)及び別表1を参照)
- 森林認証や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者が発行する合法性証明書
- 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者が発行する合法性証明書
- 伐採者等が自主的に発行する合法性証明書

各国の公的機関が発行する証明書として、具体的にどのような書類が法令に適合して伐採されたことを証明するものなのか、林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」の国別情報のページで情報提供を行っています。また、国際機関等も同様の情報を提供しています¹⁶。国産材については、後述のA)とともに、本手引きの別表1に示しています。

公的機関が発行する証明書が最も厳格に合法性を証明していると考えられますが、伐採にあたり公的機関からの証明書が必要ではない場合や公的機関からの証明書が発行されない国や地域があることから、公的機関により証明書が入手できない場合もあります。その様な場合は、第三者機関による認証等と受けた事業者が発行する合法性証明書や伐採者等が自主的に発行する合法性

¹⁶ 本手引きの別冊「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」に例を記載しています。

証明書の活用が考えられます。これらの森林認証や合法性検証、林野庁ガイドラインに基づく認定は民間の取組であることに注意が必要です。

森林認証や合法性検証、林野庁ガイドラインに基づく認定は、個々の木材等ではなく事業者に対して認定証や認定番号が発行されていることに注意が必要です。このため、認定証に加え、認定制度に基づく、調達する木材等に対する合法性証明書を入手することが重要です。合法性証明書の形態としては、証明書や宣誓書のような形のほか、木材等の合法性を証明する文言が記載された納品書や契約書である場合があります。

(参考) 森林認証とは

森林認証とは、持続可能な管理がなされている森林に対して、独立した第三者機関が一定の基準に基づいて審査・認証を行い、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、認証材として表示管理する仕組みです。認証の基準等はそれぞれの機関によって異なりますが、適正な森林管理に対する FM (Forest Management) 認証と、そこから生産された木材の加工流通段階における適切な管理に対する CoC (Chain of Custody) 認証の二種類の認証によって仕組みが構成されることが一般的です。事業者は経営している森林の一部のみについて FM 認証を取得することができますし、一部の事業所や製品グループに限って CoC 認証を取得することもできます。また CoC 認証を取得した事業者は非認証材を取り扱うこともできます。代表的な森林認証としては FSC や PEFC、SGEC が挙げられます (表 3)。

また、FSC や PEFC では「ミックス製品」というカテゴリーもあります。これは CoC 認証を受けた事業者が、認証林から生産された認証材に、合法性などについての一定の規格に合致して調達された木材 (FSC では「管理木材 (Controlled Wood)」、PEFC では「管理原材料 (Controlled Source)」と呼ばれます。) を混ぜて製造した製品です。

表 3 主な森林認証

FSC (森林管理協議会: Forest Stewardship Council)	• WWF (世界自然保護基金: World Wide Fund for Nature) を中心に発足した認証の仕組み。 • 世界的規模で森林認証を実施。
PEFC (PEFC 森林認証プログラム: Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)	• ヨーロッパ 11 カ国の認証組織が連携して発足した認証の仕組み。 • PEFC の基準・指標に合致した各国の認証制度と相互承認する仕組みによって、世界的規模で広がっている。 • 相互承認している各国の認証制度の例: SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council、日本)、SFI (Sustainable Forestry Initiative、北米)、CSA (Canadian Standards Association、カナダ)、MTCC (Malaysian Timber Certification Council、マレーシア)、Responsible Wood (オーストラリア・ニュージーランド)
SGEC (一般社団法人 緑の循環認証会議: Sustainable Green Ecosystem Council)	• 我が国の林業団体や環境 NGO 等により発足した認証の仕組み。 • 我が国の実情に応じた基準等を設定。 • PEFC と相互承認している。

(参考) 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明とは

林野庁ガイドラインは、正式には、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」といい、解説編 1.3.2 項でも解説したとおり、我が国の違法伐採対策として、平成 18 (2006) 年にグリーン購入法の基本方針が見直され、政府調達において合法性や持続可能性が証明された木材の調達を促進する措置が導入されたことに併せて、木材の合法性や持続可能性の証明の基準として示されたものです。

林野庁ガイドラインでは、合法性等の証明方法として、森林認証等を活用する方法、業界団体の認定を活用する方法、個別企業等の独自の取組による方法が示されています (表 4)。このうち業界団体の認定を活用する方法は広く普及しており、公共調達のみならず、民間の取引にも拡大しつつあります。

林野庁ガイドラインでは、上記の何らかの認証や認定を受けた事業者間での取引において、森林所有者等から国等の発注者までの商流上の全ての事業者が、「調達先から受領した証明書等を踏まえて証明書を作成し、次の取引相手に交付する」ことを繰り返していくことを基本としています。合法性についての情報を取引先に伝達するという面ではクリーンウッド法と似ていますが、クリーンウッド法は「対象事業者は認証や認定を受けた者に限られない」、「調達する事業者は、証明書を受領するだけでなく、当該木材等について、主体的に合法性確認を行う」という面で林野庁ガイドラインとは異なる取組です。

表 4 林野庁ガイドラインに基づく合法性の証明方法

森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法 ¹⁷	- 事業者は、森林認証又は CoC 認証を取得する。 - 伐採事業者等は、認証森林から生産された木材等であることの証明書を販売先に発行。 - 流通・加工事業者は、認証木材等を譲渡す際は、CoC 認証取得の証明書を発行するとともに、各認証制度の基準に応じて、製品にラベリング等を実施。
森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法	- 森林・林業・木材産業関係団体は、合法性の証明された木材等を供給するための自主行動規範等を作成。 - 上記団体が、当該規範等に基づき適切な取組を実施している事業者について、申請に基づき認定。 - 認定事業者は、取り扱う木材等について、合法に伐採されたこと及び、本取組に係る木材等とそれ以外が分別管理されていること等の証明書を、取引先に発行。
個別企業等の独自の取組による証明方法	上記 2 つの方法によらず、個別の事業者が独自の取組によって、伐採から納入に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を実施。

¹⁷ 森林認証制度及び CoC 認証制度については、p23 「(参考) 森林認証とは」を参照

(参考) 合法性検証とは

合法性検証とは、認証企業などが一定の基準に基づいた審査を行い、木材や木材製品が、伐採国の法律に適合して伐採されたことを証明する制度であり、OLB、LegalSource（旧 VLO 及び VLC）などが知られています¹⁸（表 5）。森林認証と同様、伐採段階と流通段階で異なった基準が用意されている場合があります。

表 5 主な合法性検証

Origine et Légalité des Bois (OLB) ¹⁹	- EU 木材規則 (EUTR) のモニタリング機関である検査・認証企業 Bureau Veritas（本拠フランス）提供。 - 森林事業者認証（17 事業者が取得、2023 年現在。以下、この表において時点同じ）は主にアフリカの事業者が、CoC 認証（48 事業者）は欧米の事業者も取得。
LegalSource ²⁰	- EUTR のモニタリング機関である非営利団体 Preferred by Nature（本拠デンマーク）提供。 - 非営利団体 Rainforest Alliance の SmartWood プログラムが提供していた合法産地検証 Verification of Legal Origin (VLO) と法順守検証 Verification of Legal Compliance (VLC) が統合、移管。 16 か国 48 事業者が取得。
Timber Legality Verification (TLV) ²¹	- EUTR のモニタリング機関である管理・監査・認証企業 Control Union Certifications（本拠オランダ）提供。 - 米国レイシー法や EU 木材規則に合わせた基準を策定。
Legal Harvest ²²	- 森林認証などの第三者認証・監査企業 Scientific Certification Systems (SCS)（本拠米国）提供。 - 米国レイシー法、EUTR 等の要求事項を遵守していることを証明。インドネシアの 2 社が取得。
Verification of Legal Compliance (VLC) ²³	UKTR のモニタリング機関であり、英国木材貿易連合 (UK TTF) が監査機関として契約している英国の第三者認証機関 Soil Association 提供。

¹⁸ 出典：平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 p17

¹⁹ <https://www.bureauveritas.fr/besoin/certification-olb>

²⁰ <https://preferredbynature.org/certification/legalsource/certify-your-due-diligence>

²¹ <https://certifications.controlunion.com/en/certification-programs/certification-programs/tlv-timber-legality-verification>

²² <https://ja.scsglobalservices.com/services/timber-legality-verification-legal-harvest>

²³ <https://www.soilassociation.org/certification/forestry/forest-management-fm/is-your-timber-legal/>

イ) 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所

調達先の事業者とは、国産材の場合は原材料となっている樹木の所有者（森林所有者又は素材生産業者）、輸入材の場合はその輸出事業者（シッパー）のことです。所有者が複数の場合は、それぞれについて情報を収集します。なお、合法性確認を行う事業者自身が樹木の所有者である場合は情報収集は不要となります。第一種木材関連事業者にとっては直接の取引相手の情報ですので、容易に把握することができる場合が多いと考えられます。言い換えれば、素性の分からない事業者等との取引は慎重に検討すべきと思われます。

一般的には、木材等の売買契約書のほか、輸入材については通関時に必要となる書類、国産材については行政手続書類に記載されています。

ウ) 樹木が伐採された国又は地域

調達する木材等の原材料となっている樹木の伐採地の情報であり、ア) の書類が国の制度に基づく証明である場合は国名が、地方自治体等による証明である場合は地域名が該当します。輸入材の場合、木材等の調達先の国又は地域（イの輸出者の所在地）と、その原材料となった樹木が伐採された国又は地域が異なる場合があるため注意が必要です。また、調達した木材等の原材料が複数の国又は地域で伐採された木材から構成されている場合、それぞれの伐採国又は地域の情報が必要です。

当該伐採国又は地域において、汚職や腐敗が行われている可能性が高い等、法制度が適切に機能しているか懸念がある場合や、違法伐採対策に関する法令が整備されていない場合などでは、輸入する木材等に関するア) の書類が合法性の確認に十分なものであるか、より慎重な判断が求められます。

一般的には、ア) の書類のほか、輸入材については通関時に必要となる書類（丸太及び製材の場合、原産地証明書等）に記載されている場合があります。

エ) 原材料となっている樹木の樹種名

原材料となっている樹木の樹種名とは、通常取引で使用される樹木の名称です。樹種名には、「スギ」、「ダグラスファー」等、生物学的に単一の種の名称もあれば、「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」等、単一の属の中の複数の種を指す名称もあります。さらに「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」のように、複数の属を含むものの範囲が明確な総称や「その他広葉樹」等、範囲が明確ではない総称が用いられることもあります。入手した樹種名の情報が示す範囲を把握することが重要です。この際、木材表示推進協議会の「木材に表示する樹種名²⁴」にまとめられている樹種名を参考にすることも有効です。

ワシントン条約（CITES）や伐採国・地域の法令等によって、伐採や流通が禁止・制限されている樹種があることや、希少性が高いなどの理由により、違法伐採の対象となりやすい樹種があることに注意が必要です。樹種情報は、調達先からの書類がなくても、納入された木材等の目視

²⁴ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

や分析によって直接確認することができる点が大きな特徴です。

一般的にはア) の書類や納品書、契約書のほか、輸入材については通関時の書類（パッキングリストやタリーシート等）にも記載されている場合があります。

オ) 木材等の種類

木材等の種類（品目）は「1.3 対象物品」の表 1 の項目が相当します。なお、国産材の場合は丸太となります。

木材等の種類から、その物品が単一の材料でできている又は組み合わせたものなのか、伐採国又は地域、樹種が異なる複数の部材等を組み合わせたものなのかを推し量ることができ、合法性確認を行う上で必要な作業の把握に役立てることができます。

一般的には納品書、契約書に、輸入材については通関時に必要となる書類（仕入書／インボイス等）に記載されています。

カ) 重量、面積、体積、数量

調達する木材等の数量の情報であり、業界統計などで使われている単位を用いることが望ましいです。木材等の種類（品目）によって単位が異なることが多く、丸太や製材品は体積、合板等は体積や面積、チップは重量、家具等は数量（個数）で表されることが一般的です。

把握した数量等が、ア) の証明書類等に記載された数量等に見合ったものであるか等を推し量ることができます。

一般的には納品書や契約書のほか、輸入材については通関時に必要となる書類にも記載されています。また、国産材については、市場等の第一種木材関連事業者自らが検量することも多いと考えられます。

キ) 補足情報

補足情報とは、ア) ～カ) 以外の情報で合法性の確認に役立てることができる情報です。補足情報はクリーンウッド法において収集を明示的に求めるものではありませんが、手順 2 の違法伐採リスク評価において、「違法伐採リスクは無視できるレベル」と判断するために有効ことがあります。

以下に具体的な補足情報の例を示しますが、これらに限定されるものではありません。

(1) 調達する木材等に関する補足情報

- 森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係の情報
森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係についての情報は、ア) の書類が調達する木材等と対応するものかの確認に活用できます。
- 伐採地の詳細な情報
政府の汚職・腐敗や違法伐採事例が知られている国で伐採された樹木を原材料とする木材等であっても、伐採コンセプション等の情報や、当該地域又は土地区分（国有地と民有地など）では違法伐採事例が少ないことの情報を得ることは、違法伐採リスクの評価に役立つ

ことがあります。

- 原材料となった木材が人工林由来又は植林木であるか否かの情報

チークやマホガニー等、樹種によっては、天然林由来のものと人工林由来又は植林木であるかによって違法伐採リスクが異なるため、その情報を得ることは違法伐採リスクの評価に役立つことがあります。

(2) 調達先に関する補足情報

- 調達先の事業者との「合法伐採木材等を供給する」旨の契約書等

契約によって調達先は一定の制限を課されることから、納入する木材等について、合法性に関する条件が付与されているか否かという情報は、調達先の評価に活用できます。

- 調達先との取引実績、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはないか

調達先との取引実績や、その中で調達先が木材等の合法性に関し問題になったことがなかったか等の情報は、調達先の評価に活用できます。

- 森林認証や合法性検証等、信頼のできる独立した第三者機関による認定証、林野庁ガイドラインに基づく、森林・林業・木材産業関係団体からの合法木材供給事業者認定番号

ア) で述べたように、事業者に対する認定証等のみでは調達する木材の合法性が証明されているとは言えませんが、認証や認定の要件とされていることによって調達先は一定の制限を課されることから、調達先の評価に役立てることができます。

- 調達先の事業者の、合法性に関する自己宣言や取組についての報告等

調達先の評価に役立てることができます。

A) 国内の行政手続の詳細

我が国における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続書類について、別表 1 に詳細に記載するとともに、チェックリスト 1 でも A 欄に整理しています。基本的にはア) の書類に該当しますが、手続の種類によってはイ)、ウ)、エ) の情報も記載されている場合があります。したがって、国産材においては、まずは別表 1（チェックリスト 1 の A 欄）に記載した書類の収集を試みることで、手順の効率化を図ることができます。

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容：
取引相手：
担当者：
責任者：

チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項

社内管理番号：

事項		収集した書類（該当するものを選択）	自由記載欄
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	☐ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		☐ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		☐ その他（具体的に記載）：	
		☐	
イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所：	☐ 売買契約書	
		☐ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
		☐ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		☐ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		☐ その他（具体的に記載）：	
ウ	樹木が伐採された国又は地域：	☐ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
		☐ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		☐ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		☐ その他（具体的に記載）：	
エ	原材料となっている樹木の樹種名：	☐ 納品書	
		☐ 売買契約書	
		☐ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
		☐ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		☐ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		☐ その他（具体的に記載）：	
オ	木材等の種類（品目）：	☐ 納品書	
		☐ 売買契約書	
		☐ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
		☐ その他（具体的に記載）：	
カ	重量、面積、体積、数量：	☐ 納品書	
		☐ 売買契約書	
		☐ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
		☐ その他（具体的に記載）：	
キ	補足情報	☐ 第三者機関による認証の証明書等（森林認証、合法性検証等）	
		☐ 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書	
		☐ その他（具体的に記載）：	
A	国内の行政手続き書類の詳細	☐ 伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採造林届）（伐採届を受けて市町村から発出される適合通知書又は確認通知書を含む）	
		☐ 森林経営計画（森林経営計画の認定書を含む）	
		☐ 開発行為に係る許可の申請書及び許可書（いわゆる林地開発許可書）	
		☐ 保安林又は保安施設地区における立木の伐採に係る許可書及び許可決定通知書（保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書 等）	
		☐ 国有林野事業に関する売買契約書	
		☐ その他（具体的に記載）：	

5 手順2：違法伐採リスク評価<チェックリスト2 参照>

5.1 書類の確認

手順1における書類の収集の結果についてチェックリスト1を用いて確認します。続いて、情報の評価をチェックシート2で行います。

5.2 違法伐採リスクの評価

収集した書類等の内容をチェックリスト2に当てはめ、原材料となった木材が法令に適合せずに伐採された可能性（違法伐採リスク）に係る情報の評価を行います。具体的には下記の考え方や留意事項を踏まえ、「確認内容」の各項目に該当するかを判断し、該当する場合はチェック欄にチェックします。なお、チェック欄は「低リスク評価寄与度」が3段階に分かれています。低リスク評価寄与度が高い項目にチェックできれば、点線で囲まれた寄与度が更に低い項目の確認を省略することも可能と考えられます。

各項目に「自由記載欄」を設けています。この欄に、チェックを行った根拠や、参照した情報（クリーンウッド・ナビの国別情報やリスク評価関連情報提供サイト等）、特記事項等を具体的に記載することにより、次回以降の合法性確認に役立てることができます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に情報を記載するのではなく、チェックリストと木材等に関する情報が紐付くように管理することも有効と考えられます。

以下にチェックリスト2の各項目の考え方や、参照できる情報に関する留意事項（以下、行頭「■」で列記。）などを記載します。

1 総論
(1) 収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。 収集した書類の期限が有効か及び発行日は妥当かについて確認を行います。違法伐採由来の木材に対して、有効期限が切れた書類のコピーが使いまわされる事例が散見されるため、書類の有効期限や発行日を確認することが重要です。 ■ 保管期間が長期にわたる木材等もあることから、発行日が古いことのみをもって、違法性のリスクが高いとは言えませんが、調達先への聞き取りや棚卸記録などの確認によって妥当性を確認することが有効です。 (2) 調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています。 手順1で収集した書類により、調達する木材等の全量についての情報が得られる場合、違法伐採リスクが低いと考えられます。 ■ 証明書類が全量を証明するものなのか、一部のみを証明するものなのか、確認することが重要です。 (3) 調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。

単一の方法から成る木材等はサプライチェーンが比較的単純であると考えられることから、違法伐採リスクが相対的に低い可能性があります。

■ 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、収集した書類や情報はその一部についてのみの可能性があるため、注意が必要です。

■ 一種類の部材や材料からなる製品であっても、複数の伐採地域や樹種の木材等で構成されている場合があることに注意が必要です。

(4) 調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています。

合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名の根拠が原材料の一部しか把握できない場合は全部把握できる場合と比べてリスクが高いと考えられますが、リスクの高さは、不明な量が調達量全体の中に占める割合によっても変わってくるものと考えられます。

■ 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、その一部の部材についてのみの書類である場合があります。また、製材やチップ等の加工度の低い木材でも、複数のコンセッションで伐採された樹木を原材料として調達しているにも関わらず、一部の書類しか提供されていない場合があります。

■ 提供された書類に記載されている数量より調達した木材等の量が下回る場合においても、全ての木材等についての証明となっていない場合があります。得ることに注意が必要です。

2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報

法令に適合して伐採されたことを確認する上で最も重要な書類ですが、必ずしも公的書類が入手できるとは限りません。状況に応じて、合法性の確認を行うに十分な情報を得る工夫をすることが大切です。

(1) 調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています。

■ 伐採国・地域の公的機関から発行される書類が必ずしも伐採段階の合法性を担保しているわけではないことに注意が必要です。特に、通関時の書類は最も入手しやすいと考えられますが、伐採段階の合法性を証明する書類と紐づけられている国もあれば、そのような制度になっていない（通関時の書類が伐採段階の合法性を担保しない）国もあります。

■ 伐採された土地の区分によっては、一つの書類で伐採段階の合法性を担保できる場合もあれば、複数の書類や情報を揃えることが必要な場合もあります。また、ワシントン条約（CITES）附属書に記載されている樹種の場合などでは、土地区分ではなく樹種によって許可が必要になる場合があります。

- 伐採に関する許認可制度等がない場合も存在します（国産材の場合、森林法の対象外の土地で伐採された木材など）。そのような場合でも、次に示す（２）から（５）の情報によって合法性が確認できたと判断できる場合があります。
- 参照情報に掲載されていない書類を取得した場合は、事業者自身で制度を確認する、サプライヤーに追加の説明を求めるなどの工夫を行うことが考えられます。
- チェックリスト２において、この項目の低リスク評価寄与度を「大」としていますが、伐採国・地域の法執行状況が不十分で違法伐採リスクが高いと考えられる場合には、公的書類を入手できたことのみをもって合法性の評価を行うのではなく（２）の第三者機関による認証情報等の情報を合わせるなどの工夫を行うことも重要です。

<参照情報>

- 国産材：別表１
- 輸入材：クリーンウッド・ナビの国別情報、リスク評価関連情報提供サイトのリスト

（２） 調達した木材等について、森林認証（FSC や PEFC 等）や合法性検証等、第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています。

国産材と比較して輸入材は、法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の入手の難易度が高い一方で、森林認証や合法性検証が広く普及しているため、その証明書であれば比較的容易に収集できる場合があります。また、伐採国や樹種から、公的機関が発行した書類だけでは違法伐採リスクが低いと評価できない場合においても、第三者機関による認証等の活用は有効と考えられます。

- 森林認証や合法性検証の信頼性に対し、疑義が生じている伐採国や加工国も存在しますので、留意が必要です。
- 調達先事業者に対する認証ではなく、調達した個別の木材等についての証明書を収集する必要があることに注意が必要です。

（３） 調達した木材等について、林野庁ガイドライン（平成 18 年）に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています。

国産材については、現在多くの森林組合や素材生産事業者が林野庁ガイドラインに基づき森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け、合法性証明書を付けた丸太を供給しています。輸入材については、現在はアメリカの広葉樹輸出協会、カナダのケベック木材製品輸出振興会とロシアの極東木材輸出協会（ダリエクスポートレス）が海外の認定団体となっており、これらの団体の認定を受けた事業者が合法性証明書を発行しています。これらの合法性証明書をを用いて、違法伐採リスクが低いと評価することも可能です。

- 調達先事業者に対する認定書ではなく、調達した個別の木材等についての証明書を収集する必要があることに注意が必要です。

<参照情報>

- 合法木材ナビ²⁵：林野庁ガイドラインに基づく合法性証明の仕組みや、団体認定を受けた事業者名を確認することができます。

- (4) 伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています。

公的機関からの証明書等が発行されず、第三者機関による証明書も得られない場合などには、樹木の所有者等による自己証明を取得することにより違法伐採リスクを評価することも可能と考えられます。

海外では、米国など公的機関による伐採許可書等の発行が行われないケースや、私有地に対して伐採に関する届出等が不要なケースがあり、これらの場合に自己証明の活用が有効と考えられます。

- 自己証明を活用する場合には、証明書発行者の信頼性を合わせて評価することが重要です。
- 自己証明を用いる理由について調達者に確認することにより、自己証明を違法伐採リスクの評価に活用する妥当性の評価に役立てられると考えられます。
- 証明書類が紛失され、提供を受けられない場合においても、当該方法を活用することが考えられます。

- (5) 調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています。

直接の調達先から森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者までの取引関係が明確であれば、違法伐採リスクは低いと評価することもできます。公的機関からの書類や、第三者機関等に基づく証明書がない木材等、また公的機関からの書類があってもリスクが高い伐採国や樹種からの木材等の合法性確認に有益です。

<参照情報>

- 輸入材：リスク評価関連情報提供サイト

3 調達先に関する情報

- (1) 調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます。

調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいる場合、違法伐採リスクは低いと評価することが考えられます。

- (2) 調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません。

²⁵ <http://www.goho-wood.jp/>

調達先との取引実績を違法伐採リスクの評価に用いることができます。

- (3) 調達先は、何らかの認証や検証等を取得している又は認定等を受けている事業者です。

調達先の事業者が、森林認証や合法性検証、林野庁ガイドラインに基づく合法木材事業者認定など、木材の合法性に関する認証や認定を受けている場合、違法伐採リスクの評価に用いることができます。

原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことの証明のためには、事業者に対する認定証に加え、認定制度に基づく、調達する木材等に対する合法性証明書を入手することが重要です。

- 木材等の品質など、合法性とは関係がない認証や認定は該当しないことに留意が必要です。

- (4) 調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています。

調達先の事業者が、木材等の合法性に関する自己宣言や、独自に構築した環境マネジメントシステムや監査委員会による合法性確認の取り組みを行い、自社のホームページ等で公表している場合があります。このような調達先の取組状況を違法伐採リスクの評価に用いることができます。

<参照情報>

- 調達先のホームページなど

4 材料となっている樹木が伐採された国又は地域

- (1) 伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています。

公的機関が発行した法令に基づき伐採されたことを証明する書類は、違法伐採リスクの評価において重要ですが、この書類が事業者によって偽造されることや必要な審査等を経ずに発行される可能性もあることから、伐採国における法令の執行状況を違法伐採リスクの評価に活用することができます。

また、伐採国で違法に伐採された木材対策の法律（例；EU 木材規則や米国レイシー法）が整備されていれば、調達する木材等の違法伐採リスクはさらに低いと評価することも可能と考えられます。

- 我が国については、トランスペアレンシー・インターナショナルが公開している 2021 年の腐敗認識指数（CPI）は 73 であり、腐敗は少ないと評価されています。また、違法伐採対策に関する法律として、クリーンウッド法が施行されています。

<参照情報>

- リスク評価関連情報提供サイト：トランスペアレンシー・インターナショナルが

公開している腐敗認識指数が広く使われています。

- 違法伐採対策に係る法令整備の状況：クリーンウッド・ナビの国別情報や FAO の TimberLex²⁶に掲載されているものもあります。

(2) 伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません。

伐採国又は地域において汚職・腐敗が深刻だったとしても、森林・木材産業とは特に関連がない場合も考えられます。伐採国又は地域における違法伐採や違法行為等の報道の確認を行い、そのようなケースが稀であること確認できれば、違法伐採リスクは低いと評価することが可能と考えられます。

<参照情報>

- 輸入材：リスク評価関連情報提供サイト

5 原材料となっている樹木の樹種

(1) 調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています。

クリーンウッド法で求められている樹種名は、通常取引で使用されている樹種名ですが、特に生物学的な種や属までが把握できる場合、違法伐採リスクが低いと評価することが可能と考えられます。一方、「その他広葉樹」などの樹種名は多様な種を含み、通常取引で使用されていたとしても、樹種による違法伐採リスクの評価が困難です。

■ 「スギ」、「ダグラスファー」などは生物学的に単一の樹種名です。「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」、「アカシア（アカシア属）」等は単一の属の中の複数の種を指す樹種名です。

<参照情報>

- 木材に表示する樹種名（木材表示推進協議会）²⁷
- 木材図鑑：様々な木材図鑑が市販されています。また Web サイト²⁸もいくつか公開されています。

(2) 調達した木材等の樹種名は、範囲が明確な総称です。

通常取引で使用されている樹種名のうち、「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」などのように、生物学的には複数の属を含みますが、範囲が明確なものもあります。また「その他広葉樹」のように幅広い樹種が該当し得る総称であっても、伐採国や地域が特定されている、ある程度のサプライチェーンの把握ができているといった調達先から範囲を明確にする情報が得られる状況により、生物学的な樹種名が

²⁶ <https://timberlex.apps.fao.org/>

²⁷ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

²⁸ 例：日本木材情報センター<<https://www.jawic.or.jp/woods/sch.php>>

限定的に推測される場合は、樹種名を把握していると判断しても差し支えありません。これらの情報は違法伐採リスクの評価を行う上でプラスの情報として評価することが可能と考えられます。

■ ハードウッド等、樹種ではなく商品名のみしか明らかでない場合があることに注意が必要です。

- (3) 調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません。

調達先から提供された書類に記載された樹種が伐採国に分布するものでない場合、樹種若しくは伐採国のいずれか、若しくは両方が間違っている可能性があります。伐採国に分布する樹種であるかを確認することは、違法伐採リスクの評価を行う上で重要です。

また伐採国・地域によっては、伐採や流通が禁止されている樹種があります。これらに該当しないことを確認することは、違法伐採リスクの評価を行う上で重要です。

■ 樹種によっては伐採や取引に許可制などの規制がある場合もあります。この場合には、許可書等の必要な手続きが行われていることを示す書類を確認することが重要です。(2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報 参照)

<参照情報>

- 木材図鑑：樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されている場合があります。
- クリーンウッド・ナビの国別情報
- リスク評価関連情報提供サイト：特に IUCN レッドリスト²⁹には樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されています。

- (4) 植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています。

チークやマホガニーなど、同一樹種であっても、植林木や人工林由来の木材は天然林由来の木材よりも違法伐採事例が少ない場合もあることから、これらの情報を確認し違法伐採リスクの評価に用いることも可能と考えられます。

- (5) 伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません。

伐採国又は地域において、高価で希少性が高い樹種等、特定の樹種に対して選択的に違法伐採が行われている場合があります。このような場合には、調達した木材等の原材料となっている樹木の樹種名について特定できなくても、伐採国で違法伐採が行われている樹種を特定し、調達した木材等の原材料には含まれていないことを確認で

²⁹ <https://www.iucnredlist.org/ja>

できれば、違法伐採リスクが低いと評価することも可能です。

<参照情報>

○ クリーンウッド・ナビの国別情報、リスク評価関連情報提供サイト

5.3 合法性確認の判断

チェックリスト2の1～5の各項目のチェック結果に基づき、総合的なリスク評価とそれに基づく合法性確認の判断を行います。どれ程度又はどの項目にチェックが付けば違法伐採リスクが無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断するかは、チェックリスト2の低リスク評価寄与度を参考として事業者自身が判断することとなります。

例えば、調達した木材等の原材料となっている樹木が伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類を取得できなくても(2(1), (2), (3))、伐採国や樹種(4, 5)から違法伐採リスクが低いと評価することは可能と考えられます。反対に、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得できても(2(1))、その国で汚職や腐敗が行われている可能性が高く(4(1))、違法伐採も知られている(4(2))場合には、森林認証に基づく合法性証明(2(2))や取引先との合法伐採木材に関する契約(3(1))などと合わせなければ、違法伐採リスクが低いと評価することは難しいと考えられます。いずれの場合においても、収集した情報を評価し、合法性の確認に至った経緯を説明できるようにすることが重要です。

違法伐採リスクが無視できるレベルと評価できず、合法性が確認できなかったと判断した木材等については、手順3のリスク緩和措置を行います。

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項

社内管理番号：

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価 寄与度			確認内容	チェックリスト1の 事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	☐			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	☐			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		☐		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			☐	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	☐			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		☐		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		☐		調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			☐	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			☐	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3 調達先に関する情報						
(1)	☐			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		☐		調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		☐		調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)			☐	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域						
(1)	☐			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)		☐		伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種						
(1)	☐			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)		☐		調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	☐			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)		☐		植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)			☐	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？						
	☐			違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	☐			違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		

6 手順3：リスク緩和措置＜チェックリスト3参照＞

6.1 リスク緩和措置の実施

手順2において合法性が確認できなかったと判断した木材等について、事業者はリスク緩和措置を実施します³⁰。リスク緩和措置としては、リスクを減らすための措置である「追加の情報収集に基づく違法伐採リスクの再評価」及びリスクを完全に避けるための措置である「取扱いの回避」が挙げられます。手順2における合法性確認の判断はあくまでも事業者に委ねられますが、必要に応じて手順3を行うことにより、合法性確認の精緻化、調達先からの確実な合法伐採木材の確保を達成することが期待されます。

6.1.1 追加の情報収集及び収集した情報の評価

追加の情報収集では、手順1で収集した情報の再精査や、収集できなかった情報の再収集も含め、取り扱う木材等に関する情報を改めて収集します。この際、チェックリスト2の項目1～5の中でチェックできなかった項目を踏まえて、どのような情報を新たに収集するのかを検討することが重要です。チェックリスト3に追加の情報収集の内容を例示しています。追加的に収集できた情報については、違法伐採リスクに係る評価を行います。追加的に収集できた情報の内容によっては、リスク評価に当たってチェックリスト2を再度活用することも可能です。

チェックリスト3では、実施した情報収集の内容に該当する項目のチェック欄にチェックします。「自由記載欄」は事業者が自由に使用することができますが、どのように追加の情報収集や違法伐採リスクの評価を行ったか、後から分かるような記載がされていることが有効です。例えば、情報収集の具体的方法や収集した情報の内容、それらに基づく違法伐採リスクに係る評価、評価に当たって参照した情報（クリーンウッド・ナビの国別情報やリスク評価関連情報提供サイト等）等が該当します。また、個別の状況に応じた対応が必要となることから、事業者の創意工夫によってチェックリスト3に例示されていない情報収集を行うことも十分に考えられることに留意が必要です。その場合は、チェックリスト3の3（4）「その他」の行を活用することができます。

なお、手順2までの説明において、我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたこととして、国内であれば森林法など直接的に伐採の許可等に関わる法令への適合のみを示していますが、伐採国や取引相手等の状況に応じて、労働安全や人権など、伐採に関する他法令の遵守状況を評価することも必要な場合があると考えられ、その場合も追加の情報収集によって対応することが必要と考えられます。

上記を踏まえ、以下にチェックリスト3で例示した各項目の考え方を記載します。

³⁰ 判断基準省令第3条

1 取引関係者について 取引関係者がどのような事業者か、信用に足るか等について追加の情報を収集します。サプライチェーンをさらに遡って情報を求めることや、当該木材流通に知見を有する専門家や市民団体、公的機関などのステイクホルダーに対して情報収集を行うことが考えられます。 (1) 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める。 (2) 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる。 (3) 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する。
2 調達する木材そのものについて サンプル品を含め、調達する木材が手元にある場合は、木材そのものを調べることで、樹種や伐採国又は地域の情報を得ることができます。科学的な分析に基づくデータを得られること、木材関連事業者自らが主体的に調べることができることから、精度の高い情報が取得できることが特徴です。 (1) 木材の目視を行う。 (2) 木材の組織観察を行う。 (3) 木材の DNA 分析を行う。 (4) 木材の安定同位体分析を行う。
3 その他の情報について 1、2 以外の情報を収集します。手順 1 において収集した書類そのものの真偽や記載事項の精査、収集できなかった情報の再収集も含まれます。 (1) 問い合わせや訪問調査を行う。上記 1 (1)、(2) と同様の方法を取ることや、リスク評価関連情報提供サイトを確認することも有効です。 (2) 伐採地の衛星データを確認する。 (3) 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する。

6.1.2 取扱いの回避

手順 2 によって合法性が確認できなかった木材等については、リスクを完全に避けるため、当該木材等の取扱いそのものを回避することも考えられます。手順 2 のリスク評価によって、6.1.1 の追加の情報収集等の措置を行うまでもなく違法伐採リスクが明らかに大きいと評価された木材等の取扱いを回避することは、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から重要な選択肢のひとつと考えられます。取扱い回避の手法としては、調達先の変更という直接的な方法のほか、当該調達先に対する原材料の調達先や樹種等の変更の申入れ等が考えられますが、代替となる木材等の調査や、手順 1 からの全てのプロセスのやり直し等の必要が生ずるため、コストのかかる手段であるという側面もあります。

6.2 合法性確認の再判断

6.1.1 の追加の情報収集及び収集した情報の評価に基づき、5.3 と同様に、総合的なリスクの再評価とそれに基づく合法性確認の再判断を行います。法令に適合せずに伐採されたリスクが無視できると評価できた木材等は、合法性が確認できたと判断することができます。

合法伐採木材の流通及び利用を促進や事業者のリスク回避の観点から、手順3によっても合法性が確認できなかった木材等については、6.1.2 と同様に取扱いを回避することも重要な選択肢のひとつです。取扱い回避の特徴は 6.1.2 と同様です。

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項

社内管理番号:

追加の情報収集の内容			チェックリスト2の 項目番号 (No.)	自由記載欄
1	取引関係者について			
(1)	☐	直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)	☐	同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	☐	調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて			
(1)	☐	木材の目視を行う	4, 5	
(2)	☐	木材の組織観察を行う		
(3)	☐	木材のDNA分析を行う		
(4)	☐	木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	☐	問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	☐	伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	☐	証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
(4)	☐	その他（具体的に記載）：	—	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できましたか？				
	☐	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	☐	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

別表 1 我が国における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続に係る書類

	樹木を伐採する森林の種類			行政手続に係る書類	申請（届出）先 行政機関	法令上の根拠	備考
1	民有林	普通林	森林経営計画対象森林	森林経営計画及び森林経営計画の認定書	市町村等	森林法第 11 条	計画対象森林が、複数の市町村にわたる場合は都道府県知事が、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣が認定を行います。
2			森林経営計画対象森林以外の森林	伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届」という。）を受けて市町村から発出される適合通知書若しくは確認通知書、又は伐採造林届の写し	市町村	森林法第 10 条の 8 第 1 項	
3			森林法第10条の2の規定に基づく許可（いわゆる林地開発許可）を受けた森林	開発行為に係る許可の申請書及び許可書（いわゆる林地開発許可書）	都道府県	森林法第 10 条の 2 第 1 項	樹種は記載されていません。 また、樹木の所有者が記載されていない場合もあります。
4		保安林（保安施設地区）	保安林又は保安施設地区における立木の伐採に係る許可申請書及び許可決定通知書（例えば、保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書）	都道府県	都道府県	森林法第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項又は第34条の 3 第 1 項（第44条において準用する場合も含む。）	

※ 国有林野事業において生産された木材を取り扱う場合には、行政手続書類に代えて、売買契約書等の書類を活用できます。